平成２３年（フ）第７８４１号
大阪市生野区新今里６丁目11番17―301号
債務者　小日出佳子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２２９号
大阪府豊中市東豊中町４丁目１番30号
債務者　海老原繭美（旧姓田端）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３９号
大阪市西区九条南２丁目３番５号
債務者　山中美枝子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４９９号
大阪市淀川区田川北２丁目５番60号
債務者　上満　利行
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５００号
大阪市淀川区田川北２丁目５番60号
債務者　上満ゆきみ
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５０２号
大阪府東大阪市森河内東１丁目29番５号
債務者　楊川誠貴こと　楊　　誠貴
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５０３号
大阪府東大阪市森河内東１丁目29番５号
債務者　楊川文子こと　朴　　福禮
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７０号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館白雲寮
債務者　岸田　敏幸
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７５号
大阪市浪速区恵美須東２丁目２番８―1003号
債務者　栗須　有美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８０号
大阪市西成区天下茶屋３丁目13番19―201号
債務者　岡崎美千代
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６号
福島県白河市表郷番沢字上願169番地
債務者　穂積　瑞夫
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２６５６号
名古屋市北区福徳町７丁目46番地　セレーナ香３Ａ号
債務者　盟祐産業こと　西尾　庄司
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９０４号
名古屋市昭和区萩原町３丁目26番地の１　メゾン・ド・ラファル101号
債務者　菊地　秀人
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４９号
愛知県豊川市伊奈町南山新田140番地５
債務者　三鈴不動産こと　鈴木　哲夫
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３５０号
愛知県豊川市伊奈町南山新田140番地５
債務者　鈴木　恒子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７６号
青森県三沢市花園町１丁目４番４号
債務者　村山　茂樹
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第８０号
青森県十和田市大字三本木字上平257番地２
債務者　澤田　桃子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第８１号
青森県三沢市大字三沢字下久保41番地262号　高橋長家１号
債務者　名久井幸子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
青森地方裁判所十和田支部